

## 京都市里道指定要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、京都市里道管理条例施行規則（以下「規則」という。）第14条の規定に基づき、京都市里道管理条例（以下「条例」という。）第2条に定める路線の指定（以下「指定」という。）に関して必要な事項を定める。

### (用語)

第2条 この要綱において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

### (指定に関する基準)

第3条 市長は、次の各号に掲げる基準を満たす道（条例第2条に規定する付属物を含む。以下同じ。）を、指定することができる。

- (1) 建築基準法第42条第1項第3号又は同条第2項に規定する道路であること。
- (2) 現に一般交通の用に供されており、通行可能な敷地の幅員が1.8メートル以上であること。
- (3) 行き止まりでないこと。
- (4) 起点又は終点の一方（以下「一方」という。）が道路法第2条第1項に規定する道路、里道又は建築基準法第42条第1項第2号若しくは第3号又は第2項に規定する道路（以下「認定道路等」という。）に接続し、他方（一方でない起点又は終点をいう。）が認定道路等又は学校、公園その他の公共の用に供する施設に接続していること。
- (5) 道の区域内に、管理上支障となる固定された物件（条例第14条の許可の基準を満たすものを除く。）が存在しないこと。
- (6) 排水施設が整備されており、公共用地を経由して流末処理されていること。
- (7) 階段状でないこと。
- (8) 路面の状態が良好で、通行上支障がないこと。

2 前項の規定に関わらず、高い公共性を有するため市長が特に必要と認める道にあっては、前項第1号、第6号又は第7号に定める基準は適用しないことができる。

### (権原の取得)

第4条 里道の区域内の土地は、分筆登記又は必要に応じて地積更正の登記が完了し、かつ、所有権の完全な行使が阻害される他の権利等が存しない状態で、所有者が本市に寄付し、又は法律に基づき帰属されるものでなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認める場合は、この限りでない。

(隣接土地所有者の承諾)

第5条 指定に当たっては、本市の管理権の確認及び私権の制限を含む条例の適用に関して、里道の敷地に隣接するすべての土地の所有者の同意を得られるものでなければならない。

(特例措置)

第6条 現に一般交通の用に供している道で、その敷地が本市の財産であるもの及び国等から譲与を受けた財産であるもの（国有財産特別措置法第5条第1項第5号に掲げるものを除く。）を指定するときは、第3条第1項第1号、第2号、第6号又は第7号に定める基準は適用しないことができる。

2 市長は、次の各号に掲げる基準を満たす地域のうち、特に必要があると認めて別に定めた地域において、この要綱の施行時に現に一般交通の用に供している道を指定することができる。

(1) 市街化区域内にあること。

(2) 10,000平方メートル以上の範囲で、一団のまとまりのある住宅団地が形成されていること。

(3) 概ね500棟以上の建築物により構成され、当該建築物の用途が主に住宅であること。

(4) 地形上、他の市街地との連続性に乏しいこと。

(5) その地域に進入する道路（道路法第2条第1項に規定する道路をいう。次号において同じ。）が2路線以下であること。

(6) その地域の幹線である道の大部分が、京都市の管理する道路及び里道以外の私道等であること。

3 前項の指定を行う道は、第3条第1項第3号、第4号、第5号及び第8号の基準を満たすものでなければならない。ただし、同項第4号の基準については、「建築基準法第

42条第1項第2号若しくは第3号」を「建築基準法第42条第1項第2号，第3号若しくは第5号（行き止まりのものを除く。）」と読み替えて適用するものとする。

（その他）

第7条 本要綱の運用に関して必要な事項は，所属局長が定める。

附 則

（施行期日）

この要綱は，平成19年4月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

この要綱は，平成26年12月1日から施行する。